

令和元年 7 月 23 日  
第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会  
資料 3

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会の会議運営に関する事項の確認（案）

1 会議時間について

①原則として、1回の会議について概ね2時間を限度とする。

2 会議の記録について

①会議の記録は要点筆記とし、事務局が作成する。

②会議の記録を作成するために、原則として、会議内容を録音する。

③会議の記録の確認は、原則、次回会議の前までに委員へ送付し、次回会議において、了承を得るものとする。

3 会議の公開について

会議は公開とし、公開要領については別紙のとおりとする。



## 第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会公開要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会の公開について、必要な事項を定めるものとする。

### （会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開とする。

### （傍聴の手続）

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会の当日に申し込むものとする。申し込みにあたっては、傍聴票に氏名・居住地区を記入する。

### （傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めたときは、委員会に諮ってこれを変更することができる。

2 傍聴の申込者が全校に規定する定員を超える場合は、申し込み手続終了後、抽選とする。

### （傍聴することができない者）

第5条 次のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 銃器、凶器その他危険のおそれのある物品又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帶している者

(3) その他委員会を妨害するおそれのある者

### （傍聴席の指定）

第6条 傍聴人は、係員が指定した傍聴席（以下、「傍聴席」という。）に着席しなければならない。

### （傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

(1)委員会に対し拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2)みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(3)飲食又は喫煙をしないこと。

(4)はち巻、たすき類をする等、示威的行為をしないこと。

(5)私語、笑い、歌等の騒ぎ立てる行為をしないこと。

(6)その他会場の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

2 会議中の傍聴人の発言は認めない。

### （撮影及び録音等の制限）

第8条 傍聴人は、撮影、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならぬ。

### （傍聴人の行為）

第9条 傍聴人は、傍聴席において次の行為をするときは、係員の指示を受けなければならない。

(1)委員に文書、物品の類を差し出そうとするとき。

(2)委員に面会を求めようとするとき。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領に違反したときには、委員長は、この者に退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第12条の規定により委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

附則

この要領は、令和元年7月23日から施行する。